

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年10月17日 08時10分ごろ
発生場所	兵庫県明石市江井ヶ島港南方沖 江井ヶ島港西防波堤灯台から真方位179° 3.3海里付近 (概位 北緯34° 37.1' 東経134° 54.7')
事故の概要	遊漁船海蓮丸は、北東進中、また、プレジャーボートつりともは、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年10月23日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 海蓮丸、8.5トン HG2-7065（漁船登録番号）、個人所有 第252-19492号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート つりとも、5トン未満（長さ6.27m） 260-40341兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部に破口等 B 船尾部に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、釣り場に向けて約9ノットの対地速力で北東進中、船長Aが、前路に錨泊中のB船を認めたのち、操舵室にきた釣り客と魚の写真を見て会話をしていたところ、衝撃を感じ、B船と衝突したことに気付いた。 船長Aは、B船の錨泊場所が予定の釣り場近くであり、まだ距離があるのでしばらく目を離しても問題ないと思い、会話を夢中になり、見張りがおろそかになっていたと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りをしながら錨泊中、船長Bが、B船に向かって航行するA船を認め、A船がB船を避けてくれると思い、錨泊を続けたところ、更に向かってきたので衝突の危険を感じ、大声で叫んだものの、船尾部とA船の船首部とが衝突した。
分析	A船は、北東進中、船長Aが、前路にB船を認めていたものの、釣り客と話し込んだ状態で航行を続けたことから、B船と衝突したもの

	<p>と考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中、船長Bが、接近するA船を認め、A船がB船を避けると思い、錨泊を続けたことから、大声で叫んだものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が北東進中、B船が錨泊中、船長Aが、釣り客と話し込んだ状態で航行を続け、また、船長Bが、A船がB船を避けると思い、錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、周囲の見張りに専念し、前路の船舶の動静に注意を向けること。 ・錨泊中に接近する他船を認めた場合は、他船が避けてくれると思わず、余裕がある時機に船体を移動させるなど、衝突を避けるための措置を採ること。